

令和8年度コミュニティ助成 (広報区長・自主防災会長用)



令和7年9月作成
伊予市企画振興部地域創生課

◆ 目次 ◆

申請時に必要な書類一覧	2ページ
一般コミュニティ助成事業（募集対象：広報区長）	3ページ
コミュニティセンター助成事業（募集対象：広報区長）	5ページ
地域防災組織育成助成事業（区分：ア）（募集対象：自主防災会長）	7ページ
要望調査における注意事項	9ページ
事業実施計画書・要望書 記入例	10 ページ
伊予市コミュニティ助成事業実施要領	15ページ
伊予市コミュニティ助成金交付要綱	18 ページ
宝くじの社会貢献広報の仕方・デザインマニュアル	21 ページ
公共施設等木材利用推進方針	25 ページ

申請時に必要な書類一覧

	書 類 名	一 般 コミュニティ 助 成	コミュニティ センター 助 成	地域防災 助 成 区 分:ア	留 意 事 項
1	助成事業実施計画書・要望書	◎	◎	◎	計画書：様式第1号（第5関係） 要望書：別紙1
2	事業実施主体の規約・会則	◎	◎	◎	目的や活動が分かるもの。総会資料で可。
3	事業実施主体の事業計画・収支予算書	◎	◎	◎	令和6年度のもの。総会資料で可。
4	金額積算根拠（見積書等）	◎	◎	◎	コピーで可。備品の品番は要明記。
5	事業内容に関する資料	◎	◎	◎	カタログ等のカラーコピーで可。 事業の企画書や説明資料。
6	土地・建物の使用承諾書	○	◎	○	備品の設置等で土地等を使用する場合に 必要。すでに承諾書がある場合のみ提出。
7	土地登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	○	◎	○	コピーで可。 （申請日前3ヶ月以内発行のもの）
8	公図	○	◎	○	コピーで可。 （申請日前3ヶ月以内発行のもの）
9	建物工事に関する図面（平面図・立面図等）	—	◎	—	コピーで可。
10	財源に関する資料（資金積立計画等）	—	◎	—	コピーで可。一般財源等充当額の財源がわか る根拠資料（預金通帳のコピー等）。
11	議事録	—	◎	—	コピーで可。建築に係る議題を扱った会議に おいて、建設賛成に対する地区住民の総意が わかる資料。

表中の印は、「◎＝必須」、「○＝内容によっては必要」、「—＝不要」です。

その他必要に応じて補足資料を提出していただく場合があります。

書類の作成や形式、提出の有無など、ご不明な点がございましたら地域創生課（089-909-6382）へ
ご連絡ください。

一般コミュニティ助成事業（募集対象：広報区長）

【助成額】

対象経費 100 万円以上に対し 100% 上限額 250 万円（10 万円未満切り捨て）

【助成対象】

住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に関する事業。

【助成対象の例】

番号	区分	施設または設備
1	生活環境の清潔、静かさ、 美観の維持等	芝刈機、除雪機等
2	健康の管理・増進	トレーニング用具、健康管理器具等
3	交通安全、防犯その他の生活 安全の確保の推進	防犯灯等
4	お祭り、運動会、ピクニックその 他コミュニティ行事	太鼓、御輿、山車、法被、テント、組立式ステージ、 各種用具等
5	文化・学習活動	視聴覚機器、調理用機器、天体望遠鏡、 イス・テーブル等
6	体育・レクリエーション活動	スポーツ用具、遊具、簡易倉庫、収納庫、照明施設、コミュニ ティ公園・広場等整備
7	その他	コミュニティ掲示板、屋外放送設備等

【参考写真】



【詳細事項】

対象となる団体	対象とならない団体
・市が認めるコミュニティ組織（広報区、自治会、町内会等）	・市（区）町村全域や市外を対象とするイベントのために組織された団体 ・商業振興を目的とした活動を行っている団体（商工会等） ・特定目的の活動団体、PTA、スポーツ団体など
対象となるもの	対象とならないもの
・建築物に該当しない東屋等（自治体の建築 主事等の証明書を添付すること） ・基礎工事（アンカー工事を含む）の伴わない簡易な倉庫、収納庫、物置等（同時に整備する備品を保管する目的に限る）	・観光や教育（学校）行事目的に整備するもの ・個人の利用に留まるもの ・各戸へ配布するもの ・広場の砂場や遊歩道等の整備 ・建物と実質一体とみなせるもの（トイレ、畳、カーペット、襖、アコーディオンカーテン、太陽光パネル等） ・特定の宗教団体、宗教施設の名称が入ったお祭り用備品（太鼓、提灯、幟、法被等） ・防災目的の備品 ・地域性のない楽器類（軽音楽器、ピアノ等） ・自転車 ・動力の付いた屋台、山車等 ・車両に搭載する目的の備品（無線機等） ・防犯カメラ ・水車 ・PCアプリケーションソフト（パソコンと一体となっているものは対象とする） ・ホテル等の育成に関する設備、備品 ・一般調理器具（食器、包丁、箸等） ・医薬品 ・照明器具等のうち、電球のみの整備 ・銃・刀剣類（模造品含む） ・電力申請費等の申請に要する費用

※詳しくは、市役所地域創生課（089-909-6382）にご連絡ください。

※備品の設置場所等により、助成対象外となる場合があります。

※助成金で整備した全ての備品（付属品・部品を含む）に広報キャラクター「くーちゃん」（右図）の表示が必要です。



コミュニティセンター助成事業（募集対象：広報区長）

【助成額】

事業費経費の 75% 上限額 3,000 万円

【助成対象】

住民の行う自主的なコミュニティ活動を積極的に推進し、その健全な発展を図るため、住民の需要の実態に応じた機能を有する集会施設（コミュニティセンター・自治会集会所等）の建設または大規模修繕、およびその施設に必要な備品の整備に関する事業。

参考事例（右図）：群馬県東吾妻町、大戸区公民館の事例

【<https://www.town.higashiagatsuma.gunma.jp/www/contents/1503378765244/index.html>】



【助成対象】

伊予市が認める認可地縁団体（単なる広報区や自治会とは異なります。）

認可地縁団体について

市長による認可を受けることにより法人格を取得し、法律上の権利義務の主体になることができる団体です。指定を受けるには、地元の総意や規約等をはじめとする各種書類の作成が必要で、時間がかかりますので、事前に準備しておくことを推奨します。

ご不明な場合は、伊予市地域創生課（089-909-6382）までご連絡ください

【詳細事項】

対象となるもの	対象とならないもの
・集会施設の新築・大規模修繕	・建築基準法上の大規模修繕に該当しない改修 ・既存建物の増築
対象となる経費	対象とならない経費
・建物登記費用 ・設計監理料	・既存集会所の取り壊し工事、土地の取得・外構工事の費用

大規模の修繕の定義（建築基準法第2条14号）

建築物の主要構造部の一種以上について行う、過半の修繕をいう。

【注意事項】

- ①採択を受けた年度内に工事を終える必要があります。
- ②この助成金を使用すると、翌年度から10年間は当助成及び伊予市集会所整備事業補助金の利用ができません。
- ③工事費は高額です。事前に必要書類を確認の上、地元や伊予市地域創生課と必ず相談願います。
- ④設置した施設及び全ての備品には、広報キャラクター「クーちゃん」（右図）の表示が必要です。
また、施設には建物入り口等の場所にプレートを設置して広報表示する必要があります。プレート仕様は次のとおりです。



アクリル製：縦 210 mm×横 297 mm×厚さ 3 mm（A4 サイズ、四隅をビス留め）

- ⑤愛媛県は、「公共施設等木材利用推進方針」（P25）を定め、公共施設の木材化等を通じて県産材の利用を促進しています。本事業における公共施設の整備についても、同方針に沿って、木造化・木質化を推進していただきますよう願います。

地域防災組織育成助成事業（区分：ア）（募集対象：自主防災会長）

【助成額】

対象経費 30 万円以上に対し、100% 上限 200 万円（10 万円未満切り捨て）

【助成対象】

一定地域の住民が当該地域を災害から守るために自主的に結成した、組織またはその連合体が行う地域の防災活動に直接必要な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に関する事業。

【助成対象の例】

番号	区分	施設又は設備
1	情報連絡用	携帯用無線機、電池メガホン、携帯用ラジオ、腕章等
2	消火用	可搬式動力ポンプ、可搬式散水装置、防火水槽、ホース、スタンドパイプ、格納器具一式、防火衣、鳶口、ヘルメット、水バケツ等
3	水防用	救命ボート、ロープ、ツルハシ、防水シート、シャベル、救命胴衣、かけや等
4	救出救護用	AED、エンジンカッター、油圧式救助器具、可搬式ウインチ、テント、チェンブロック、チェーンソー、ジャッキ、バール、はしご、担架、防煙・防塵マスク、毛布、簡易ベッド、のこぎり等
5	給食給水等	給水タンク、緊急用ろ水装置、飲料用水槽、炊飯装置等
6	避難所・避難用	リヤカー、発電機、警報器具、携帯用投光器、標識板、標旗、強力ライト、簡易トイレ、寝袋、組立式シャワー等
7	その他	除雪機等

【参考写真】



【詳細事項】

対象となるもの	対象とならないもの
・基礎工事（アンカー工事を含む）の伴わない簡易な倉庫、収納庫、物置等（同時に整備する備品を保管する目的に限る）	・使用期限が決まっている備蓄品（食料品等） ・数回の利用で費消される備蓄品 ・消火器（訓練用消火器を除く） ・避難道等の整備 ・車両に搭載する目的の備品（無線機等） ・救急セット

※詳しくは、市役所地域創生課（089-909-6382）にご連絡ください。

※備品の設置場所等により、助成対象外となる場合があります。

※助成金で整備した全ての備品（付属品・部品を含む）に
広報キャラクター「くーちゃん」（右図）の表示が必要です。



要望調査における注意事項について

●要望するに当たっては、事前に地元や関係者、地域創生課とよく話し合ってください。

●添付する見積書の宛名は事業実施主体名と同じになるようにしてください。

●用地の確保、必要な許認可等の取得など必要な諸条件の整備を行い、事業実施が可能なものであることを条件とします。

●申請時の見積り金額と実施金額の差が大きすぎるケースや助成決定後の変更が多いので、計画時に内容を精査してください。（補助金の増額変更はまず認められません）

●助成対象経費は、事業の実施に要する経費の総額以内の額ですが、事業実施主体が負担金等を徴する場合には、総額から負担金等の収入を控除した額以内となります。

助成事業の詳細な要件は以下のとおりです。

- ①助成事業の財源は、宝くじの受託事業収入によるものであり、国内で実施する事業で、宝くじの社会貢献広報の効果が発揮できるものであること。
- ②公共性を有し、地域社会の健全な発展を図るとともに、他の団体の模範となるものであること。
また、法令（道路法、屋外広告物法、不動産登記法等）に抵触する場合は対象外です。
- ③国からの助成を受けないものであること。
- ④事業の完了は、設備等の納品日もしくは検収日、コミュニティセンター助成事業における保存登記完了日、ソフト事業における実施内容の全てが終了した日とします。
- ⑤使用回数に制限のあるもの、または使用期間に定めのあるものは消耗品となります。

広報区長・自主防災会長向けに周知はしていませんが、他のコミュニティ助成事業（青少年健全育成助成事業）を希望される団体がおられましたら、個別に地域創生課までお声掛けください。

【助成内容】

青少年の健全育成に資するため、スポーツ・レクリエーション活動や文化・学習活動に関する事業及びその他コミュニティ活動のイベントに関する事業等、主として親子で参加するソフト事業。（補助率：30万円から100万円まで）

令和6年 月 日

伊予市コミュニティ助成事業実施計画書

伊予市長 武智 邦典 様

下記のとおり助成事業を実施したいので、申請します。

記

1. 事業実施主体について

1. (フリガナ) 組織の名称	〇〇チクジチカイ 〇〇地区自治会
2. 事業所所在地	〒●●●●－×××× 愛媛県伊予市米湊〇〇番地
3. 代表者氏名	会長 伊予 太郎
4. 電話番号	〇〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇
5. 結成年月日	令和〇年〇月〇〇日
6. 地域内の人口	〇, 〇〇〇人（令和6年8月末現在）

（担当者連絡先）

氏 名	担当 伊予 花子
住 所	〒●●●●－×××× 伊予市米湊〇〇番地
電 話	〇〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇
電子メール	〇〇〇〇〇〇〇〇@〇〇.jp

2. 事業実施主体の説明

規約の目的などを参考に、コミュニティ組織、
自主防災組織として認められていること
についての説明を行ってください。

〇〇自治会は、平成〇年〇月〇日から・・・として結成し、・・・
・・・などの活動を通じて、・・・を図ることを目的と
しています。

3. 補助金申請額 △, △△0, 000円

(総事業費 ■, ■■■■, ■■■■円)

補助金の上限額に注意ください。

見積書の金額と合わせてください。

4. 助成申請事業の計画

(1) 助成申請事業の名称

【○○○○○○助成事業】
○○○○の整備

「一般コミュニティ」
「コミュニティセンター」
「地域防災組織育成」
「青少年健全育成」の
いずれかをご記入ください。

(2) 助成申請事業の趣旨・目的

○○地区では、○○行事の実施により、地域住民の相互交流、連帯感の醸成に努めていますが、参加者の減少、活動の停滞が課題となっており、関係備品を整備し、多くの地域住民が参加しやすい環境を整えます。

(3) 助成申請事業の対象者

愛媛県伊予市○○地区の住民

(4) 助成申請事業の内容

① 実施期間：令和○年7月1日～令和○年○月○日

② 実施場所：愛媛県伊予市○○地区

③ 実施内容及び収支内訳

(収入)

内容	金額(円)	備考
コミュニティ助成金	▲, ▲▲0, 000円	
自治会からの助成金	○○, 000円	
寄付金	○○, 000円	
合計	■, ■■■■, ■■■■円	

財源の種類(自治会からの助成金、寄付金等)ごとに記入してください。

※住民から負担金を徴収する際は、補助金額が変わる場合があります。担当へご連絡ください。

(支出)

内容	数量	単価	金額 (円)	備考(保管場所)
〇〇〇〇	〇台	〇〇〇	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇	〇本	〇〇〇	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇	〇組	〇〇〇	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇	〇台	〇〇〇	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇
合計			△△△△△	

整備するすべての備品・設備を記載してください。

(5) 助成申請事業の期待できる効果

〇〇〇を新調することで、〇〇行事などに安心して地域住民が参加できるものと考えています。また、地域行事への参加者の増加により、地域の一体感の醸成を図り、〇〇地区の地域性を高めることが期待されます。

(6) 助成申請事業のスケジュール

① 事業を実施（開始）するまでのスケジュール

令和〇年〇月頃：納品予定場所の清掃、確保
令和〇年〇月頃：業者へ発注
令和〇年〇月頃：発注備品納品

実施予定は備品等の発注予定日（R7.7.1以降）、完了予定は備品等の納品予定日です。

納品予定日は県への報告のためR8.2.28までに設定してください。

② 実績報告書提出予定：令和〇年〇月〇〇日

(7) 助成申請事業の過去の活動実績

令和〇〇年：コミュニティ助成金を活用し〇〇を整備

5. 宝くじの社会貢献広報の仕方

施設・設備等	表示箇所	大きさ (タテ×ヨコ)	
〇〇〇〇	〇〇〇〇	3 cm×	3 cm
〇〇〇〇	〇〇〇〇	4 cm×	4 cm
〇〇〇〇	〇〇〇〇	5 cm×	5 cm
↑	デザインマニュアルを参考に 広報キャラクター「クーちゃん」の 表示方法を記入してください。 (表示は申請者負担) 	cm×	cm
		cm×	cm
		cm×	cm
		cm×	cm

※付属品や備品などについても広報表示が必要となります。

6. 添付資料

- ・ 一般財団法人自治総合センターが示す必要書類
- ・ その他市長が必要と認める書類

(別紙 1)

(財) 自治総合センター コミュニティ助成事業要望書

- 1 市町名 愛媛県伊予市
2 事業種目名 ○○○○○○○○助成事業
3 事業実施地域名 伊予市○○○地区
4 事業費
事業費総額 ○,○○○,○○○円 (うち助成申請額◇◇,◇◇◇円)

5 事業内容

○○○○○○○○○

申請団体が、なぜこの申請事業を行い、設備を購入したかを記入する。

(例文)

地域住民が安全に安心して地域行事に参加できる環境づくりに努めるため、新規に○○○○○を購入することを計画しました。

施設・設備	規格	数量	単価(円)	事業費(円)
○○○...	○○m×○○m	○○組	○,○○○,○○○	○,○○○,○○○
消費税				○○,○○○
合 計				○,○○○,○○○

6 要望理由

○○○○○○○○○

できるだけ、詳細にご記入ください。

①申請団体が所在する地区の紹介

②申請する団体の地区が抱える問題や課題

③申請事業による問題や課題に対する改善策(②と関連付ける)

④申請事業によって予想される効果

などを一通り記入し、文章化してください。

文章の最後に、「上記の現状を御理解いただき、御検討いただきますようお願いいたします。」を追記ください。

【記入上の留意事項】

要望理由欄は、300～400字で、地域の特色及び助成対象設備や整備の必要性を具体的かつ詳細に記入すること。

伊予市コミュニティ助成事業実施要領

令和 6 年 4 月 5 日

伊予市告示第 103 号

第 1 趣旨

この要領は、一般財団法人自治総合センターが定めるコミュニティ助成事業実施要綱（以下「センター実施要綱」という。）に基づき実施する事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

第 2 助成事業の内容等

助成事業の種類及び内容は、別表に掲げるとおりとする。

第 3 事業実施主体

事業実施主体は、市内のコミュニティ組織（自治会、自主防災組織その他の団体で、地域に密着して活動するものをいう。）とし、市長が認めたものとする。ただし、助成事業のうち、コミュニティセンター助成事業の事業実施主体は、認可地縁団体（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定に基づく市長の認可を受けた地縁による団体をいう。）に限る。

第 4 助成事業の申請

- 1 事業実施主体は、助成事業を実施しようとするときは、伊予市コミュニティ助成事業実施計画書（様式第 1 号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、1 の計画書の提出があった場合は、内容を審査し、適当と認めるときは、センター実施要綱第 8 に基づき、愛媛県知事を経由して一般財団法人自治総合センター理事長にコミュニティ助成事業助成申請書（センター実施要綱別紙様式第 1 号）を提出するものとする。

第 5 助成の決定通知

市長は、愛媛県知事から助成の決定通知があったときは、事業実施主体に

対しその旨を通知するものとする。

第 6 その他

この要領に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 5 日から施行する。

別表（第 3 関係）

助成事業の種類	内 容
一般コミュニティ助成事業	センター実施要綱第 2 の 1.(1)のとおり
コミュニティセンター助成事業	センター実施要綱第 2 の 1.(2)のとおり
地域防災組織育成助成事業 （自主防災組織育成助成事業）	センター実施要綱第 2 の 1.(3)ア.のとおり
青少年健全育成助成事業	センター実施要綱第 2 の 1.(4)のとおり
地域づくり助成事業 （活力ある地域づくり助成事業）	センター実施要綱第 2 の 1.(5)イ.のとおり
地域の芸術環境づくり助成事業	センター実施要綱第 2 の 1.(6)のとおり
地域国際化推進助成事業	センター実施要綱第 2 の 1.(7)のとおり

（注）コミュニティセンター助成事業（施設の新設を除く。）の対象となる施設は、市が管理する集会所台帳に記載されたものとする。

伊予市コミュニティ助成事業費補助金交付要綱

令和 6 年 4 月 5 日

伊予市告示第 104 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、伊予市コミュニティ助成事業実施要領（令和 6 年伊予市告示第 103 号。以下「実施要領」という。）に基づき、事業実施主体が行う伊予市コミュニティ助成事業に要する経費に対し、市が予算の範囲内で伊予市コミュニティ助成事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、伊予市補助金等交付規則（令和 3 年伊予市規則第 9 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費等)

第 2 条 補助対象経費、補助率及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第 3 条 規則第 5 条第 1 項に規定する申請は、様式第 1 号により行うものとする。

(補助金の交付決定)

第 4 条 規則第 6 条第 3 項に規定する通知は、様式第 2 号により行うものとする。

(補助金の変更申請)

第 5 条 規則第 8 条に規定する承認の申請は、様式第 3 号により行うものとする。

(実績報告)

第 6 条 規則第 12 条に規定する報告は、事業完了後速やかに様式第 4 号により行うものとする。

(補助金額の確定)

第 7 条 規則第 12 条に規定する通知は、様式第 5 号により行うものとする。

(補助金の請求)

第 8 条 規則第 15 条第 2 項に規定する請求は、精算払にあつては様式第 6 号により、概算払にあつては様式第 7 号により行うものとする。

(財産の管理)

第 9 条 規則第 18 条ただし書に規定する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められている耐用年数に相当する期間とする。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 5 日から施行する。

補助事業	補助 対象経費	補助率	補助金の額
一般コミュニティ助成事業	一般財団法人 総合センター が定める コミュニティ 助成事業 実施要綱第6 に定める 経費	補助対象経費 100万円以上 に対し、100分 の100	上限250万円 (10万円未満 切捨て)
コミュニティセンター助成事業		補助対象経費 の100分の75 以内	上限3,000万円 (1,000円未満 切捨て)
地域防災組織育成助成事業 (自主防災組織育成助成事業)		補助対象経費 30万円以上に 対し、100分の 100(上限200 万円)	上限200万円 (10万円未満 切捨て)
青少年健全育成助成事業		補助対象経費 30万円以上に 対し、100分の 100(上限100 万円)	上限100万円 (10万円未満 切捨て)
地域づくり助成事業 (活力ある地域づくり助成事業)		100分の100 (上限200万 円)	上限200万円 (10万円未満 切捨て)
地域の芸術環境づくり助成事業		100分の100 (上限500万 円)	上限500万円 (10万円未満 切捨て)
地域国際化推進助成事業		100分の100 (上限200万 円)	上限200万円 (10万円未満 切捨て)

令和7年度 宝くじの社会貢献広報の仕方
(自治総合センター作成資料抜粋)

【購入備品、設備への広報表示】

「宝くじの社会貢献広報：表示に関するデザインマニュアル」に準拠してください。

整備した設備・備品（付属品・部品を含む）の全てに広報表示を行ってください。

広報表示の出来ない設備、備品は助成対象外となります。

広報効果が発揮できるように、備品の使用時に視認可能な場所（高さ）、大きさを表示してください。（備品の大きさに対し、極端に小さい表示は不可とします。）

広報表示については、固定プレートによる表示、ペイント・印刷による表示、布製ステッカーの縫い付け表示（布生地への表示に限る）を原則とします。（特に屋外に設置する備品・設備については、固定プレートによる表示、ペイントによる表示を行ってください。）

ただし、備品の内容、素材によって、上記の表示を行うことで、備品の使用に支障をきたす場合は、シールでの貼り付けも可とします。

表示は剥離の懸念のないようにしてください。表示部分の全面が固定化・接着されていない場合や、接着が不十分と認められる場合は、不可とします。

【広報表示の参考例】

・法被等の衣装類

衣装それぞれ（衣装の上下、帯、その他付属品を含む）の表地（裏地は不可）に縫い付けによる広報表示を行う。加えて、使用時に看板等により、宝くじの助成金で整備した旨の広報を行うことが望ましい。

・テント

各部品への広報表示のほか、天幕に遠目からでもわかる大きさを広報表示を行う。

・カーテン

本体のほか、壁の人目に付く高さにもプレート等で広報表示を行う。

- ・天井に設置する照明器具や空調機器、音響機器

本体のほか、壁（スイッチやリモコン部分等）の人目に付く高さにもプレート等で広報表示を行う。

- ・防犯灯や屋外放送設備

本体のほか、柱・ポールの人目に付く高さにもプレート等で広報表示を行う（もしくは看板による広報表示を行う）。

- ・広場の遊具等の整備

整備する遊具等の設備本体のほか、広場の入り口等に看板等で広報表示を行う。

- ・組み立て式ステージ等

それぞれの備品（部品）のほか、看板やプレート等で広報表示を行う。

【コミュニティセンターへの広報表示】

以下の仕様にに基づき、それぞれの事業実施主体で作成したプレートを、建物入り口等の視認可能な場所（高さ）に表示してください。

プレートの仕様は次のとおりです。

アクリル製：縦 210 mm×横 297 mm×厚さ 3 mm（A4 サイズ、四隅をビス留め）



宝くじ社会貢献広報：表示に関するデザインマニュアル

4色印刷用

<標準デザイン>



<特殊デザイン>



単色印刷用（単色は広報誌、ポスター、チラシで単色刷りの場合のみ使用可）

<標準デザイン>



<特殊デザイン>



くーちゃんイエロー

4 C	Y100+M30
特色	DIC2537
単色	アミ 30%

■ 4Cは反転使用不可。

■ マークは可能な限り大きく表示してください。

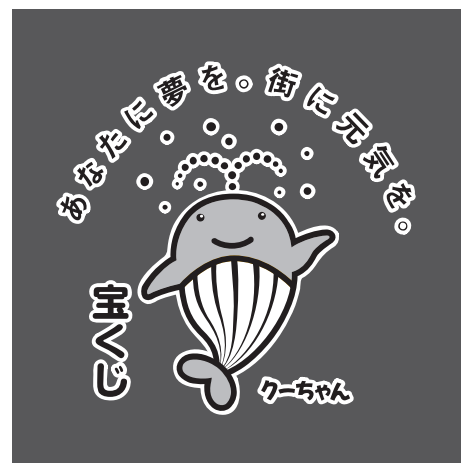
あなたに夢を。街に元気を。

4 C	C100+M70
特色	DIC C-267
単色	100%

宝くじ

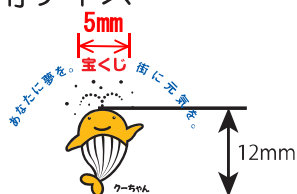
4 C	M100+ Y100
特色	DIC198
単色	100%

白フチ使用



■地色が濃色の場合、文字・イラストのアウトラインに白フチを入れる。

最小使用サイズ



■ロゴは縦横比を変えずに拡大縮小とする。

■最小使用サイズ 天地：12mm（潮部は除く）
また、縮小使用する場合は、「クーちゃん」・
「宝くじ」の文字部は5mm以下にならないよう
にしてください。

■用途により「クーちゃん」の名称は場所の
変更をせずに拡大してもよい。

公共施設等木材利用推進方針

平成13年5月18日策定
令和 3年5月19日改正

－地域の環境資源・森林から生産した人や地球に優しい木材の活用－

愛媛県

1 趣旨

地球環境保全の観点から循環型社会への移行の必要性が標榜され、地域資源の有効活用や資源のリサイクル利用が課題となるなかで、地球環境に負荷をかけることなく、循環利用できる再生可能な資源としての木材が注目されている。また木材は、柔らかで温もりがあるとともに、室内の温湿度を一定に保つ機能などの特性があり、人に優しい建築資材である。

このため、公共施設等の整備に際してもこれまでの経済性や合理性の追求から、環境や人に配慮した安らぎと潤いのある施設づくりを進めるため、県事業や補助事業等における県産材の利用を促進し、公共施設等の木造化・木質化を推進する。

2 公共施設等木造化・木質化の必要性

(1) 県民に親しまれる施設づくり

多数の県民が利用する公共施設等では、利用者が親しみを感ずる環境づくりが求められており、柔らかで温かみのある木材を適所に使用した施設整備を行う。

(2) 人と環境に優しく、景観に配慮した施設づくり

県民多数が利用する公共施設等は、情緒の安定や健康の増進に対する機能が求められており、心身のリラックスや歩行時における衝撃の吸収、さらには調湿作用などの効果がある建築資材の木材を積極的に活用して施設づくりを進める必要がある。

また地域の景観に対する融和や、動植物の棲息に配慮した公共施設等が求められており、地域文化になじみのある資材であるとともに、河川周辺などの環境に負荷を与えない資材である木材を使用した施設づくりを進める。

(3) 地域産業の振興と環境資源の整備促進

県産材を利用した公共施設等の整備は、地域の林業から建築業まで各種産業を総合的に振興するとともに、環境資源である森林の整備を促進する効果があるため、木材利用を普及啓発することが必要である。

3 木材利用の基本方針

人や文化が明るくのびのびと躍進する社会づくり、共に助け合い健やかな人生がおくれる健康福祉社会づくり、さわやかな環境と安心して快適な生活を楽しめる地域づくりを目指す。施設の目的に応じて可能な限り木材の利用推進を図るため、以下の方針により、市町村等と一体となって総合的な取り組みを進めることとする。

(1) 木造化の推進

木材は柔らかで温かみのある感触を有し、情緒の安定やけがの防止に寄与することから、県民多数が利用する施設等を中心に木造建築を推進する。

(2) 木質化の推進

木質内装材は、調湿機能を持ち、有害な化学物質を含まないなど、健康の増進を図る上で有効であり、潤いと温かみのある環境づくりが可能であることから、木造化が困難な施設の内装の木質化を推進する。

(3) 木製品の導入の推進

温もりと潤いのある自然素材の事務用品として、木製家具・調度品等の木製品の導入を推進する。

(4) 公共事業での間伐材の利用促進

間伐材の有効利用を促進することは、豊かな生活環境や自然環境の保全に寄与することから、砂防・治山・河川・公園・道路等公共土木工事で間伐材の利用を推進する。

(5) C L T等新たな木材利用の推進

C L T等の先進的な技術は、これまで困難であった建築物の木造化・木質化を容易にすることから、積極的に導入を検討し、新たな木材利用を推進する。

4 推進方法

(1) 推進体制

- ① 県産材の円滑な利用を推進するため、庁内に「公共施設等木材利用推進連絡会議」（以下「連絡会議」という。）を設置し、県産材の利用促進を全庁的に進める。
- ② 連絡会議の設置要綱は別に定める。
- ③ 連絡会議の幹事会は、関係部局が計画又は実施する事業等について県産材の具体的な利用方法を検討し、その結果を委員会に報告する。
- ④ 連絡会議の委員会は、県産材の利用推進について総合的な調整を行う。

(2) 公共施設の木造化・木質化

- ① 関係部局は、その所管する事業について、補助事業等を含め県産材の利用を促進するため、森林認証材の利用やグリーン購入法等に配慮して木造化・木質化を積極的に検討し、幹事会及び連絡会議にその結果を報告する。
- ② 県は、市町や公共施設等の関係団体に対して、公共施設・公共土木・備品類の木造化・木質化を要請し、指導を行う。併せて、利用促進に対する支援策についても検討を行うこととする。

5 関係部局の県産材利用促進における役割と対象施設等

(1) 関係部局の役割

関係部局名	公共施設等木材利用推進における役割
総務部	総務部所管事業・施設等に係る県産材の利用促進
企画振興部	企画振興部所管事業に係る県産材の利用促進
観光スポーツ文化部	観光スポーツ文化部所管事業に係る県産材の利用促進
県民環境部	環境施設等に係る県産材の利用促進
保健福祉部	福祉、医療、保健、老人、児童施設等に係る県産材の利用促進
経済労働部	試験研究施設等への県産材の利用促進と新用途等の研究開発
農林水産部	農林水産業用施設、農林水産土木事業に係る県産材の利用促進
土木部	土木事業、木造住宅の振興に係る県産材の利用促進
出納局	庁内事務用品に係る県産材の利用促進
教育委員会	学校施設等に係る県産材の利用促進
公営企業管理局	公営企業管理局所轄の病院等施設に係る県産材の利用促進
警察本部	警察関係施設に関する県産材の利用促進

(2) 公共施設等の対象

区 分	木造化・木質化を推進する対象施設等
木造化の推進	○小学校、中学校、保育所、幼稚園、高校等の校舎、体育館等 ○病院・診療所、保健所等 ○養護施設、福祉施設、老人ホーム等 ○集会施設、スポーツ、武道、研修、文化施設等 ○試験場、駐在所、観光保養施設、種々管理事務所等 ○公営住宅 * 県民等の利用形態や用途、周辺環境との調和などから木造化が適当であり、木造にふさわしい施設
木質化の推進	○上記「木造化の推進」欄の施設のうち非木造施設の内装等 * 高齢者や児童生徒が利用することが多く、滞在時間が長くなるなどのために室内環境を重視することが必要な施設
木製品の導入の推進	○県、市町施設の机、椅子、応接家具、書架、決裁箱、標識、ネームプレート等事務用品 ○小中高校等教育施設の机・椅子、書架等 * 優しい執務環境づくりに適切であるとともに、身近な物品への木材利用を県民に対して啓蒙できる事務用品
公共事業での間伐材の利用推進	○休憩施設、遊具、ベンチ、緑化支柱、歩道、階段等の公園施設関係 ○よう壁工、法面保護工、水路工、護岸工、種々柵工、堰堤、沈床工、杭打ち工等治山・河川施設関係 ○落下防止柵、防音壁、ガードレール、標識、歩道橋、側溝蓋等道路施設関係 * 県民等施設利用者の安全、動植物棲息の促進による生態系の保護、景観維持等に配慮を要する施設